

議案第 6 4 号

豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例の制定について  
豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、スマートフォン等の適正使用を促す対策を総合的に推進するため、条例を制定する必要があるからである。

## 豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例

スマートフォン、パソコン、タブレット等は便利な機器であり、今や生活に欠かせない必需品です。一方で、ゲーム、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、動画の視聴や配信等の過度な使用により、睡眠時間の減少による生活リズムの乱れ等、健康面や社会生活で影響を及ぼすほか、家族間の対話時間が短くなる等、親子関係や家庭環境にも影響を与えるなど、特に心身が成長期にある子どもにとっては、乳幼児期も含め健全な育成を阻害してしまうおそれがあります。ここに、スマートフォン等の過剰使用が引き起こしかねない身体面、精神面及び生活面への悪影響に関する対策を総合的に推進するため、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、スマートフォン等の適正使用を推進するため、市、保護者及び学校等の役割を明らかにするとともに、スマートフォン等の適正使用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長と、市民全体が健全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） スマートフォン等 インターネットやアプリ等の機能を利用して情報を閲覧（視聴を含む。）、ゲーム及びSNSをすることができるスマートフォン、タブレット、ゲーム機器、パソコン等の機器をいう。
- （2） スマートフォン等の過剰使用 健康又は日常生活若しくは社会生活に支障が生じるほど、一般的な日常生活で最低限必要となる機能以外の過剰な使用によりスマートフォン等にのめりこんでいる状態をいう。
- （3） 子ども 市内に在住又は在学する18歳未満の者をいう。
- （4） 保護者 子どもに対して親権を行う者若しくは未成年後見人又はこれらに準ずる者をいう。
- （5） 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する

学校のうち 18 歳未満が通学するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、同法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う施設、同法同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。

（６） 専門職等 医療、保健、福祉、保育、教育その他スマートフォン等の適正使用の推進に関連する業務に従事する者をいう。

（７） 余暇時間 次のいずれにも該当しない時間であって、市民一人ひとりが自由に使える時間をいう。

ア 食事、睡眠等の生命維持に必要な活動時間

イ 仕事、家事等の生活の維持に必要な活動時間

ウ 学校での活動時間及び学業等自己の成長に必要な活動時間

（基本理念）

第 3 条 スマートフォン等の適正使用の推進対策は、次に掲げる事項を基本理念とする。

（１） スマートフォン等の適正使用の推進を実施するとともに、スマートフォン等の過剰使用をしている者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

（２） スマートフォン等の適正使用の推進においては、市、保護者、学校等及び専門職等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。

（スマートフォン等の適正使用の推進に向けた基本目標）

第 4 条 余暇時間における電話や生活に必要な機能の使用以外でのスマートフォン等の使用（以下「余暇時間におけるスマートフォン等の使用」という。）について、1 日当たり 2 時間以内を目安とするよう、市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。

2 子どもにとって、十分な睡眠時間の確保は、心身の成長に不可欠であることに鑑み、余暇時間におけるスマートフォン等の使用について、小学生以下は午後 9 時、中学生以上は午後 10 時を目安とし、以降の時間帯の使用を控

えるよう、市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。

- 3 余暇時間におけるスマートフォン等の使用については、子どもだけでなく、保護者も含めた各自の目安となる使用時間や時間帯等、家庭でのルールを決めるよう、市、学校等及び専門職等が連携して促す。

(市の役割)

第5条 市は、市民に対しスマートフォン等の適正使用に関して広く啓発を行うとともに、スマートフォン等の過剰使用を未然に防ぐことができるよう、必要な情報を収集し、その対策等に関する正しい知識の普及啓発を行う。

- 2 市は、スマートフォン等の過剰使用をしている者及びその家族に対する相談支援等を推進するために、専門職等による相談及び支援の体制を整備するものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもをスマートフォン等の過剰使用から守る第一義的責任を有することを自覚し、家族全体でその適正使用への理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 保護者は、子どものスマートフォン等の使用を適切に管理するよう努めるものとする。

3 保護者は、第4条の基本目標を達成するため、自らスマートフォン等の使用について、家庭においてルール作りを行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、スマートフォン等の適正使用についての各家庭におけるルール作りの必要性に対する理解が深まるよう、子どもへの指導及び保護者への啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、スマートフォン等の適正使用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、スマートフォン等の適正使用の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。